

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（市長及び副市長の給料の額の特例）</p> <p>第1条 市長及び副市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条各号の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同条各号に規定する額から、市長にあつては当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額、副市長にあつては当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（春日部市教育委員会教育長の給料の額の特例）</p> <p>第2条 春日部市教育委員会教育長に支給する給料の額は、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）第3条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同条に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（春日部市水道事業管理者の給料の額の特例）</p> <p>第3条 春日部市水道事業管理者に支給する給料の額は、春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号）第2条第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同項に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市長の給料の額の特例）</p> <p>3 市長に支給する給料の額は、第1条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から同年5月31日までの間に限り、春日部市特別職の給与に関する条例第3条第1号の規定により支給される</p>	<p style="text-align: center;">（市長及び副市長の給料の額の特例）</p> <p>第1条 市長及び副市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条各号の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同条各号に規定する額から、市長にあつては当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額、副市長にあつては当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（春日部市教育委員会教育長の給料の額の特例）</p> <p>第2条 春日部市教育委員会教育長に支給する給料の額は、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）第3条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同条に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（春日部市水道事業管理者の給料の額の特例）</p> <p>第3条 春日部市水道事業管理者に支給する給料の額は、春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号）第2条第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同項に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

額から当該額の100分の25に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給料の額の特例)

- 4 副市長に支給する給料の額は、第1条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から同年4月30日までの間に限り、春日部市特別職の給与に関する条例第3条第2号の規定により支給される額から当該額の100分の17.5に相当する額を減じて得た額とする。

(春日部市教育委員会教育長の給料の額の特例)

- 5 春日部市教育委員会教育長に支給する給料の額は、第2条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から同年5月31日までの間に限り、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条の規定により支給される額から当該額の100分の17.5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。